

## 5. 人手不足

理論的に言えば、労働の超過需要に賃金が伸縮的に上昇すれば人手不足は生じない。したがって、人手不足は賃金が十分に上昇しないときに生じる労働の超過需要である。より現実に即して言えば、現行の賃金のもとで欠員数が求職数を上回っている状況である。労働が同質でなく労働市場が多くの部分市場の集合体であると考え、全体としては超過供給でもある職種、年齢層については人手不足になっている可能性もある。

人手不足を埋めるには、労働時間の増加やパート労働者の増加がよく採られる手段である。非労働力化している人口を労働力化して利用する方法が従来採られてきた。農閑期の人を季節労働者として使ったり、学生や主婦をパートで使うという方法である。またバブル景気の時期には外国人労働者を使用する方法も採られた。需要側の調整としては、設備の増強による省力化、下請け・外注の活用がよく採られる手段である。

### 戦後日本の労働市場の推移

第2次世界大戦後、戦争による設備の破壊による労働需要の減少、復員、引き揚げ、徴用解除などによる供給の増加によって、労働力の超過供給状態が15年ほど続く。しかし、この間失業率がひどく高くなることはなかった。これは極端な低生産部門での就業者が多数いたためである。すなわち、多くの労働者が不十分な就業である潜在的失業者（あるいは不完全就業者）となっていた。特に家族経営的な農業とサービス業に多く存在した。この時期、人々は生活のために条件の悪い仕事であっても就かざるをえなかったのである。したがって、失業率は低い完全雇用ではないので、全部雇用とよばれることがある。朝鮮戦争の後、急激な復興が始まり、1955年以降農林業から人口の大規模な流出が始まる。1960年頃には人手不足経済へと転換する。新規学卒者について見ると、中学卒業者の求人倍率は53年に1を超えて需要が超過しており、高校卒業者では57年に1を超えていて、若年労働力については50年代後半にはすでに不足傾向にあった。

第1次世界大戦の時期や日中戦争から太平洋戦争にかけての時期には、一時的に人手不足経済になったことがあったが、1960年以降のように長期にわたって人手不足経済になったのは日本経済において初めてのことであった。完全雇用に近い状態が長期間維持されて、国民が失業の恐れから開放されたことは一種の豊かさの実現であり、産業化の大きな成果と言えるであろう。

高度成長期には失業率が極めて低く完全雇用状態が維持されている。これは主として日本経済全体で資本蓄積が進むとともに労働に対する需要が拡大したためである。供給側でも、高校進学率の上昇、所得上昇により専業主婦が増加して女性の労働力率が低下するといった供給の減少傾向が見られた。1955年には中学新規卒業就職者が63万人で新規学卒就職者の60%を占めていたものが、1975年には6万人で6%を占めるにとどまるようになり激減している。逆に大学卒は9万人から35万人に増加し、比率も8.6%から35.4%にまで上昇している。高校新規卒業就職者は、1970年まで増え続けて80万人（62%）にまで達するが、その後は減少して大学卒にとって替わられるようになる。労働力需要の拡大は、就業構造の変化をもたらした。第一次産業の就業者は急速に減少し、第二次・第三次産業就業者へとウエイトは移っていった。

第一次石油危機を契機に経済は低成長になり失業率も上昇したまま元には戻らなかった。欧米諸国では第一次石油危機を境に急速に失業率が高くなる国が多くなるが、それに

比べると日本の失業率は国際的には非常に低い。この上昇は、失業の内容の多様化が原因であると考えられる。女性の労働参加率の上昇、比較的移動率の高い第三次産業の就業率が高まったことなどにより、摩擦的失業が周辺の労働力で増加したためである。1970年代後半から80年代前半には調整期があり、労働需給はゆるみ、一般の求人倍率は1975年から1をきって0.6から0.7にまで低下した。しかし、若年労働力は依然として売り手市場であり、需要超過の基調は保たれていた。

1980年後半のバブル経済においては、労働力不足が顕著になる。有効求人倍率は、1987年から92年まで1を超え、完全失業率も2.1%にまで下がる。その間、女性労働の活用が活発になり、高齢者の就業率も高くなる。年金の充実を主要因として傾向的に下がり続けていた高齢者の労働力率はこの時期に上昇する。円高による海外との賃金格差の広がりもあり、この時期多くの外国人労働者が流入した。しかし、バブル経済が崩壊した後は、失業率が年々高くなる傾向を示している。特に15-19歳の若年者の失業率と60歳以上の男性の失業率が高くなる傾向があり、職業の入り口付近と定年退職後の失業率が高くなっているのが特徴である。55-59歳の年齢層は60歳定年のの広がりとともに雇用が守られる対象となりむしろ失業率は減少している。通常、離職率は好況期に増加し不況期に減少する傾向があるが、90年代は不況期でありながら、若年者の離職率は増加する傾向にある。

## 6. 雇用調整

生産の変動に比べると雇用の変動はかなり小さいことが知られている。生産量の変化に対して即座に雇用を変化させないのは、雇用を変化させるのに費用がかかるためである。一時的な生産量の増加に対しては、雇用を増加させずに労働時間の延長などで対処しようとする。雇用を増やすのは長期的な生産量増加を予想するときである。雇用者を増加するときには、採用の募集をして、選抜を行い、採用後は訓練の費用がかかる。一旦採用した労働者は、生産性が低くても簡単には解雇できないので、採用には慎重にならざるをえない。雇用者を減らすときには、採用の停止は技能を受け継いでゆく若年労働者がとぎれることになるし、解雇となると熟練労働者を失う、労働組合の抵抗、社会的評判の低下、労働者のモラルの低下といった費用がかかることになる。

日本では、雇用をできるだけ守ろうとして、残業時間の削減、中途採用の削減・停止、新規学卒者の採用削減・停止、配置転換、出向などにより雇用調整をする企業が多い。しかし大企業でも1期の大きな赤字や2期連続の赤字によって、多くの企業が希望退職や解雇といった激しい雇用調整を実施することが知られている。

### 経済二重構造と労働力需要の違い

大企業と中小企業では賃金格差があり日本経済には二重構造があると言われてきた。1950年代の労働市場は買い手市場であり、そのもとで二重構造の特色を持つ階層的労働市場が出現した。50年代半ばから60年代後半まで労働市場が緊迫するとともに、規模間賃金格差は急速に縮小する。しかしその後は横這いとなって格差は消えていない。一般に好況期に賃金格差は縮小し、不況期に維持拡大する傾向にある。規模間で労働者の技能構成や採用方法は異なっている。製造業の大企業は幅広い技能をもつ熟練労働者の割合が高いのに対し、中小企業では10年ほどの経験で技能が横這いになる半熟練工が多数を占め

ている。大企業は新規卒業生を採用して終身雇用制度のもとで離職率も低く賃金プロファイルの傾きも急である。中小企業では中途採用も多く、離職率も高い。また規模の小さい企業への移動は簡単であるが、規模の大きい企業への移動はかなり困難となって2つの市場は分断されている。

賃金も高く、雇用も安定しているために大企業への就職希望は高い。したがって、好況の人手不足期でも大企業は必要な数の新規学卒者を採用することができる。対して中小企業では、人手不足期には必要な労働者を採用することが難しく、不況期にむしろ採用が可能となる。すなわち、不況期には中小企業の雇用が下支えとなって新規学卒者の失業を防いでいた。大企業は常に労働供給過剰の状態に面しており労働市場の状況に関係なく人員を確保できるが、中小企業の採用は労働市場の状況に左右されることになる。

#### 女子の高学歴化と就業構造のミスマッチ

戦後、女性の高学歴化が進展する。男女計の高校進学率は1954年に50%を超えその後も急速に伸び、1975年には91.1%、1995年には95.8%となっている。男女差はほとんどない。短大進学率は1960年には3.0%にすぎなかったものが、1975年には20%近くになり、1995年に24.6%に達した後は下がる傾向にある。大学進学率は1960年の2.5%から1975年に12.5%、その後しばらく伸び悩んでいたが1995年には22.9%、97年には26.0%と短期大学からウエイトが移ってきている。1986年に雇用機会均等法が施行されると、折からの好景気もあって高学歴女性の雇用機会は急速に進んでゆく。しかしバブル経済崩壊後の不景気になると、女性の新卒市場は急速に厳しくなり、女子学生が新規採用のバッファーになっていることが明らかになる。企業の業績変化に対して男子学生よりも女子学生の新規採用数の変化は大きい。景気が良くなると女子学生の採用は男子以上に増加するが、景気が悪くなると男性以上に減少する。女子学生は事務職への希望が極端に多いのに対し、バブル経済崩壊後は事務職に対する企業の需要は減少していてミスマッチを起こしている。特に、金融・保険業、不動産業における採用抑制が事務職の採用減の要因である。

低学歴の女性の場合は、いったん離職して再び就職しても賃金はほとんど低下しない。これに対し高学歴女性では、離職期間があると賃金の落ち込みは大きくなる。高学歴者は、離職後次ぎに仕事を探しても能力に適した良い仕事が見つからない。実際再就職後の賃金上昇も学歴が高い方が相対的に低い。高学歴女性は一度離職して再就職するとき、離職前に比べて雇用条件は大きく低下し、離職コストは高くなる。したがって無業者であった者が新たに労働力化する率は高学歴女性ほど少ない。高学歴女性は結婚出産により離職すると、子供の手がはなれた後仕事に就こうとしても、技能レベルの低い仕事しかなく、ミスマッチのため社会的にうまく活用できていない。

#### 7. 技術革新と労働力

技術革新には2種類のものがある。新製品の開発と生産過程の合理化である。これまで社会に存在しなかった製品が発明された場合には、その製品の登場によって雇用は増加する。しかし従来存在した製品と代替的な関係がある場合には、雇用が増えるか減るか一概には言えない。新しい製品の生産にたずさわる雇用が増えても、従来の製品を作っていた雇用が減少するからである。新製品の生産量の拡大と両生産物の労働集約度に依存して雇用の増減が決まることになる。

またコンピュータのように新製品が他の生産物の合理化に役立つ場合や生産過程の合理化の場合も、雇用を増やすかどうかは一概には言うことができない。生産量が一定の場合には、合理化による労働生産性の上昇は労働需要の減少をもたらす。しかし合理化は生産コストの減少により生産物価格の下落をもたらして、生産量の拡大に結びつく。生産量の増加は雇用量の増加をもたらす。したがって、雇用量に対する2つの異なった方向への影響のどちらが大きいかで、雇用量の増減が決まってくる。

同時に技術革新は、必要とする労働者の技能レベルを変化させる。この点については、資本・熟練補完仮説として知られているものが有名である。この仮説は、技術進歩により代替されるのは不熟練労働あるいは教育水準の低い労働であり、熟練労働や教育水準の高い労働はむしろ補完的であるというものである。あるいはもう少し弱い意味で、資本と熟練労働の関係は資本と不熟練労働の関係に比べると相対的により補完的であるということの意味している。実際、弱い意味での資本・熟練補完仮説は実証分析でもよく支持されている。またこの仮説により教育水準の高い労働者や熟練労働者の供給が増加しても、教育水準の低い労働者や不熟練労働者との賃金格差が縮小しないことをよく説明できる。新技術の導入の影響は、導入当初と、時間が経過して技術が浸透してからでは必要労働の質が異なってくるという指摘もある。導入当初は、高学歴者の採用によって対応するが、長期的には高学歴者の採用を減らし、職場の訓練（OJT）を受けた労働者で対応するようになる。

## 8. 少子・高齢化と労働力不足

未婚化・晩婚化が進んで出生率は低下し出生数そのものも減少している。また平均寿命が伸びて、人口の高齢化が急速に進んでいる。1997年には65歳以上人口が14歳以下人口を初めて上回った。したがって、15歳から65歳までの生産年齢人口の比率が下がるだけでなく、絶対的な数も減少することが予想されている。65歳以上人口比率は、1990年の12.1%から2000年には17.0%、2020年には25.5%になることが予想され、2020年には4人に1人が高齢者となる。当然のことながら若年労働者の数は減少するが、全体の労働力が減少するかどうかは男女の各年齢層の労働力率の変化に依存している。将来の経済成長率、社会保障制度などの経済環境や制度により労働力需給は変わってくるが、一般には労働供給制約は強まって長期的には労働需給は逼迫すると予想されている。特に、若年者の超過需要が予想される。この予想される労働供給制約の緩和策として幾つかの施策が考えられる。第1に、女性や高齢者の労働力率を引き上げる施策。第2に、労働をより効率的に利用する施策。その他に、出生率そのものを上昇させる施策や外国人労働者の利用である。第1と第2の施策について以下に論述する。

女性の場合には、男女間の採用や就業における区別の撤廃、育児休業や介護休業が取りやすくする、保育施設の充実といったことにより就業阻害要因を取り除こうとしている。また配偶者控除などの税制、健康保険・年金制度、配偶者手当の存在が既婚女性パートの労働供給を制約しており、この点についても政策の改善が必要となるだろう。日本の高齢者は、国際的に見て労働力率は高く、就業を希望する比率も高い。一般的常識として、60歳を超えると生産性が低下して、職業能力が低下すると考えられているが、高齢者の人の能力は思われているほどには低下しないという調査がいくつかある。知的熟練の衰えはあ

まり速くなく、各職場で体力に対する要求の度合いは低くなっている。年金支給開始年齢の引き上げとあいまって、65歳までの継続雇用の促進や定年延長などの施策が考えられている。

第2の施策については、先に述べた育児休業、保育施設の充実は、結婚や出産での退職を減らし勤続年数を伸ばして女性の能力開発に役立つことになる。高齢者の場合も、蓄積された技能を最もうまくいかす方法は、同一会社や関連会社で同じ仕事を続けることである。したがって継続雇用制度の定着が重要である。また健康や技能などに個人差が大きいので、短時間労働、少ない出勤日数、フレックスタイム、在宅勤務といった多様な就業形態の提供が望ましいであろう。女性や高齢者に限らず、既存労働力を有効に利用する方法として、移動のコストを下げるような外部労働市場の整備や職業紹介の規制緩和も考えられる。

#### 参考文献リスト

- 樋口美雄 1991年 『日本経済と就業行動』東洋経済新報社  
小池和男 1991年 『仕事の経済学』東洋経済新報社。  
小池和男編 1984年 『現代の失業』同文館  
中村隆英 1993年 『日本経済—その成長と構造』第3版 東京大学出版会  
大沢真知子 1993年 『経済変化と女子労働—日米の比較研究』日本経済評論社  
労働省 1995年、1996年 『労働白書』日本労働研究機構  
(大阪府立大学経済学部 駿河輝和)

### Ⅲ. 少子高齢化の福祉への影響

#### 1. 福祉の概念と社会保障

福祉という語はきわめて多様な意味を持っている。この言葉はおそらく welfare の訳語として普及するようになったと思われるが、それは wel と fare から合成されていることからわかるように、「(ものごとが) うまくはこぶ」という意味であり、この最も広い意味においてはほとんど幸福とひとしい。日本語の福祉もまったく同様であって、物質的な財のみならず精神的な善のすべてを包含する概念として用いられている。これに対して、社会科学、わけても経済学においてこの概念が用いられる場合には主として経済的福祉に注目され、領域がやや限定されてくる。ホモ・エコノミクスとして自利的に行動する経済主体が追求する目的がこの経済的福祉の極大化であり、Welfare Economics (わが国では「福祉経済学」とはいわず「厚生経済学」という訳語が定着しているが) の分析がその好個の使用例を提供している。

戦後の西側諸国の経済体制を特徴づけるために多用された「福祉国家」(Welfare State) の場合はさらに限定が加えられている。これは何よりも、自由放任の経済政策の失敗への反動が過度の統制主義を引き起こし全面戦争を招来するに至ったという反省から、経済の調整の基本原則は市場に置きながら自由放任を否定し、国民の経済生活に対して国家がある程度の責任を果たさなければならないという共通の認識に支えられていた。そしてその課題を達成すべき具体的な国家施策としては、完全雇用政策と社会保障政策があげられるのが普通であった。前者は、労働力人口にたいしてできる限り働く機会を提供することを内容とし、後者は疾病、失業、老齢、多子といったさまざまな生活上のリスクに対して一定水準の社会的な保障を提供することを課題としていた。

福祉政策という場合には、先の社会保障政策そのものを指す場合と、その中の特定施策領域を指す場合に分かれる。例えば、わが国の社会保障概念の共通理解の基礎となっている社会保障制度審議会の「社会保障制度に関する勧告」(「25年勧告」)においては、社会福祉は社会保険、国家扶助、公衆衛生とならんで社会保障を構成する一部分領域と位置づけられているのである。それは、児童、母子・父子家庭、高齢者、障害者など特定のハンディキャップを負っている人々の生活の向上を支援することを課題とする公私の活動であるが、これまでのところ実質的には公的な資金や公的な支援に頼るところが多い。ちなみにこの「25年勧告」における社会保障の定義は、財源による区分(保険料による社会保険と租税による国家扶助)と目的概念(全国民の健康水準の増進をめざす公衆衛生と社会福祉)が混在しており、必ずしも体系的なものとはいえない。

もっとも社会保障について、今日すべての人が納得する定義を下すことはほとんど不可能である。かつてはそれを、理念としては「国家の責任において、すべての国民に対して最低限の生活の保障を提供するもの」ととらえ、制度としては「社会保険とこれを補足する公的扶助の統一」とする主にベヴァリジ(William Henry Beveridge 1878～1963)によって定式化された概念が共通理解として支配していたとみることができる。しかし社会保障が各国に普及し、充実してきた今日においては、このような概念はもはや説明力を失っている。社会保障の提供するさまざまな給付を「最低限の生活保障」ととらえることは不可能であるし、最低限という基準そのものがあまりにも多義的である。そして制度的にも社

会保険と公的扶助のみですべてを説明することはできない。しかも普遍的で理想的な社会保障モデルが存在して、各国の社会保障はそれにむかって収斂するという「単一モデル型アプローチ」ともいうべき視点は今日では説得力をうしない、それぞれの国は他国の経験に学びつつも自国の伝統と価値観に適したものを模索しているのであり、現実の姿はますます多様化しているのである。本項目では以下、福祉の領域をほぼ社会保障と重なるものにとらえていくことにするが、社会保障の全領域を対象とするのではなく、伝統的に最も中心的な機能とされてきた医療保障と年金保障、高齢化とともに近年特に重要性を高めてきている介護保障、そして高齢化の最大の原因となってきた少子化に関する出産・育児支援政策という4つの領域を中心に上げるにすぎないことをあらかじめ断っておきたい。

## 2. 高齢化と医療保障

公的な医療保障を整備していない国はほとんど存在しない。たしかにその保障の範囲や程度は多様であり、医療にたいする需要のみならず供給構造をも社会化しているイギリスや需要サイドのみほぼ完全に社会化して供給サイドにはほとんど手をつけていない日本から、需要の社会化すら部分的にとどまり医療保障を受けられない多数の人々が存在するアメリカに及んでいる。アメリカでは医療についての民間保険が発達しているが、基本的には医療も市場で取り引きされ、医療費を負担しえない（民間保険に加入できない）貧困者は、税による医療扶助(Medicaid)に頼ることになる。医療保障のための資金調達方式は、租税方式と社会保険方式に大別されるが、社会保険方式であってもドイツのようにかなり純粋な保険を守っている国もあれば、わが国の国民健康保険のように公費(税)が必要な資金の50%をまかなっている制度にいたるまで具体的な姿は多様である。

このように医療が社会化されなければならなかった理由は、なによりも医療が提供する財である健康の特性にひそんでいる。健康を財としてとらえるならば、その最大の特徴は、現時点では十分に評価されずそれが毀損されて初めて高く評価される「将来財」であるということにある。つまり健康な状態にある人は、それが当然でしかも永続するものと考え、疾病や傷害にたいして十分な配慮を怠る傾向をもっているのである。それゆえ健康を市場での自由な取引に委ねるならば、個人的にも社会的にも過少にしか供給されなくなってくる。特に経済が低水準の段階では、疾病になっても多くの人は治療をうけるにたる資金をもたず、これが疾病を悪化・長期化させて貧困に転落させる原因となった。疾病と貧困の悪循環とよばれる現象であり、初期の医療保障の課題は、疾病を治療して健康を回復させ、労働市場に復帰して自立的生活を可能にすることとならんで、疾病手当という現金給付によって疾病中の生活を支え、貧困層への転落を防ぐことにあった。

医療もしくは健康財が、個々人の自由な判断に委ねると過少供給に陥るとすれば、必要な対策は何らかの強制を導入して治療費を確保することであった。このための方策としては、強制的に徴収した租税による確保と社会保険への強制加入に伴う保険料の徴収の二つのものがあるのは先に見たとおりである。これによって過少供給の問題は一応解決されるが、医療費のための租税や保険料の負担が、個々人にとって過重であると判断されるようになると、彼らは消費サイドにおいて負担分を取り返そうとする行動に出ることが予想され、今度は消費の増加、コスト増加と負担引き上げ、いっそうの消費拡大という逆のスパ

イラルが発生する恐れが生じてくる。これは医療の社会化に伴うモラル・ハザードの問題である。

ヨーロッパ諸国の医療費は、1970年代に入って爆発的に増大した。これが石油危機にともなう経済の低成長化、国家財政の悪化と結びついて、福祉国家路線の見直しの大きなきっかけとなった。この医療費増大の動きの背後には上述のコスト増加のスパイラルが働いていたと見られているが、それにも増して人口の高齢化の進行が大きく影響していた。高齢者の増大は端的に医療費を増大させる。高齢者は一般的に罹病率が高く、この率は高齢になるにつれて上昇する。しかも完治の困難な慢性病の比率が高く、治療は長期化せざるをえない。生産年齢人口を対象とする医療保障の課題が、一時的な労働能力の喪失からの回復にあり、これによって再び租税や保険料を負担できるようにすることにあるとすれば、高齢者医療にはこのような経済的機能を求めることはできない。そして医学の発達はずえ、医療内容の高級化・高額化にむかう傾向をもっているが、こうした医療が増大する疾病高齢者に投入されるならば、医療費の全体が急増せざるをえないのである。また社会的入院といわれるように、後に述べる要介護者が在宅での介護者の不在とか収容施設の不足といった理由から病院において医師や看護婦によってケアされるならば、設備やスタッフにおいて本来介護のためのものではない資源が浪費されることになり、医療費の増加を加速することになる。

増大する高齢者への医療の提供をいかなるシステムで保障するかについて確定的な解答は存在しない。初めにのべたようにここでも自己資金か租税か社会保険料のいずれかに頼るか、それらの組み合わせに頼る他はない。このなかで社会保険は、もともと中世における自主的な相互扶助から発展してきたものであることからわかるように、その円滑な機能のためには、被保険者のあいだに連帯感が必要であり、このためにある程度の生活状況とリスク状況の共通性を必要とする。したがって高齢者を壮年者と同一の被保険者集団に組み込むことは、この条件からすれば適切な措置とはいえないであろう。高齢者だけを対象とする独立した社会保険を設立することも困難である。彼らは健康水準において大きな格差をかかえており、しかも経済状況においても貧富の差ははなはだしいからである。他方、租税による保障は、社会保険の大きな利点である財政の透明性を損なうという問題をかかえている。負担と受益の構造が曖昧になってくるのである。医療費の完全な無料化が需要の増大を引き起こすことは、これまでの経験から明らかであり、能力に応じた自己負担が必要であることはいうまでもないが、この能力をいかにして把握し適切な負担水準を設定するかという問題が残されている。

### 3. 高齢化と老齢年金

老齢年金は、先進諸国の社会保障制度においては例外なく最大の予算規模をもっており、高齢者の生活維持にとって欠くことのできない制度として定着しているが、いずれの国も高齢化の進展とともにその円滑な運営に苦慮しているのが現状である。

その給付については、給付額が一律である定額年金と所得比例年金に大別されるが、わが国の国民年金のように保険料が一律で保険加入期間によってのみ給付水準に差が出てくる制度は、その中間形態と見ることができる。

この給付の種類は、財源調達方法と密接に関連しているが、一般的には医療と同様に、



租税によるものと保険料によるものの区分が可能であり、年金保険は民間の私的保険と公的な社会保険に分かれる。わが国の厚生年金基金は、社会保険の所得比例年金部分と私的な企業年金を結びつけたものであり、近年その企業年金部分の運用の悪化が様々な問題を引き起こしている。適格年金も企業年金であるが、一定の条件を満たすことによって税法上の損金扱いを認められており、純粋な私的保険ではない。

社会的年金保険については、その財政方法に積立方式と賦課方式がある。積立方式とは、ある世代の拠出する保険料を積み立てておき、年金支給開始年齢からその積立金と運用利子を取り崩していく方式である。世代全体としては給付総額が拠出総額に等しくなり、保険数理の原則をよく満たすことができる。ほとんどの国の制度はこの方式でもってスタートしたが、この方式はインフレによる原資の目減りと支給額の実質価値の低下にたいして無力であり、また年金生活者の生活水準を過去の時代に縛り付けるという問題を含んでいる。戦後の高度経済成長期には特にこの問題が顕著にあらわれ、年金額を物価や賃金の上昇にあわせてスライドさせる方式が採用される中で、この方式の修正が実行されていった。年金を何らかの基準にあわせてスライドさせるということは、当然世代ごとに見た給付総額が拠出総額を上回ることになり、積立金が早期に枯渇することになる。そこで必要となる資金を現役の被保険者に割り当てる方式がとられざるを得なくなり、賦課方式が誕生することになる。この方式に純粋に移行するならば、個々の年金受給額は過去の保険料に応じて多い少ないの差はあるとしても、その世代が拠出した保険料とは全く関係がなくなり、ほとんど保険としての性格を喪失してしまう。現役の世代は、積立金を残すことなく年金生活者の年金を負担するが、自分たちの老後は、やがて育ってくる次の世代によって保障されると期待するのである。ドイツにおけるこの方式の考案者で1957年の年金改革に大きな影響を与えたシュライバー(W.Schreiber)は、このような年金制度の根底にある原則を「世代間契約」と名付けている。つまり壮年世代が、幼年世代を主に家庭内で養育するとともに保険料で老年世代の年金を支えるという関係が持続していくことを契約という概念で把握したのである。もっともこれは比喩にすぎず、後から来る世代はこの契約に合意しているわけではない。彼らによってこの契約が一方向的に破棄される可能性は常に残されている。

このような世代間契約という考えに基づく賦課方式の老齢年金制度が円滑に機能するためには、当然三つの世代の人口比率が安定的に推移することが必要である。高齢化の進展が、保険料を負担する世代の相対的減少をもたらし、年金制度を苦しめることはいうまでもない。シュライバーもこのことは十分に自覚しており、自らの構想の前提として家族政策の推進をかかっていたが、全体としては人口構造がかなり安定的に推移すると楽観的に考えていた。

わが国の厚生年金の所得比例部分のように保険料が所得に比例して決定され、年金水準が過去における稼得水準に応じて決定されるばあいには、経済合理的に考えるならば、子供を作らない方が有利となり、これによる少子化が次の世代を減少させて年金の財政をいっそう深刻にする。つまり結婚しないか、結婚しても子供をつくらないで共働きを続けた方が、老後の年金水準はたかくなり、子供を多く育てることによる勤労からの離脱は年金を引き下げるように作用する。しかし賦課方式のもとでは、稼得生活を続けた人の高い年金を支えるのは、低額の年金に甘んじなければならない人が育てた子供たちである。つま

り子育てにともなう負担は両親が負いながら、その子供が成人後に払う保険料は他人の年金となるのである。こうして子供は、公共財の概念でもって把握しきれないものとなる。非排他性と非競合性を備えた公共財のばあい、生産コストを負担した人が不利益を受けることはないが、年金制度においては次の世代の生産コストを負担して年金財政の健全化に貢献した人の方が負担しなかった人よりも不利な状況におかれるからである。このような構造の年金制度の下では、少子化は人々の合理的な行動の結果であり、これが年金や財政をさらに悪化させることになる。個人の合理性と全体の合理性が乖離することを、ヘルダー＝ドルナイヒ(Ph.Herder-Dorneich)は「合理性の罫」と名付けたが、その典型的な例をここに見ることができる。若い世代、特に女性が自分の老後を年金に託そうとすればするほど、少子化が顕著になるであろう。そしてこれは、年金制度が積立方式で運営される場合でも、さらにいえば公的年金制度を廃止して老後の生活の全てを自己の貯えに依存させる場合でも基本的に同様である。子供が、自分の老後を保障する担保であるという性質を失ったことの帰結であるといつてよい。

このような認識から、女性の出産・育児活動による稼得生活の中断が年金算定の上で不利にならないようにするとか、さらに積極的に出産・育児活動期間を優遇して年金を加算する政策をとる国が徐々に出始めている。カナダやイギリスはこの期間を保険加入義務期間から除いて不利にしない方向をとり、ドイツやフランスが育てた子供の数による年金加算の政策を実行している。ドイツでは子供1人につき保険加入期間が3年加算され、フランスでは3人以上を条件に1人につき2年が加算される。両親手当という育児休暇の有給化によって出生率を顕著に上昇させた後に、財政難から来るその制限によって史上最低の水準へと減少させたスウェーデンも、この優遇政策をとることを決定している。

#### 4. 高齢化と介護保障

周知のように人口構造の高齢化は、平均寿命の延伸と出生率の低下によって引き起こされる。平均寿命は、わが国を最高として、多くの国で女性は80歳を超え、男性でも75歳を超える国がいくつか登場するに至っている。平均寿命の伸びは、老年人口比率を上昇させるだけでなく、後期高齢者の絶対数を増加させ、自己の生活を律することのできない要介護者を増大させる。高齢者介護の問題はいつの時代にも存在してきたが、高齢化社会においてはその絶対数が増加するために社会的対応が求められるようになるのである。個人のレベルでは、要介護状態は長期にわたることが多く、必要なサービスを市場で購入すると多大の資金が必要となり、年金収入や貯蓄・資産等高齢者自身の負担能力を超過する場合はほとんどとなる。また少子化・核家族化は、在宅での介護能力の低下をもたらし、これにたいしても社会的な支援が必要となる。

要介護の具体的なケースはきわめて多様であるため、介護の需給を調整するシステムも複雑で多様な構造をもっている。このような介護システムはいくつかの視点から分類することができるが、その主要なものとして、財源調達システム、介護供給機関と個別の介護主体、給付の内容と種類をあげることができる。

介護の財源を調達する方法として、要介護者本人の負担、租税、社会保険料の三つが考えられることはこれまで述べた他の部門と同様であるが、この領域ではボランティアや家族といったインフォーマルな集団が数多く組み込まれており、したがって寄付金とか無償

のサービスのはたす役割が無視し得ない比重を占めている。介護供給機関と個別の介護主体はこの財源調達方法と密接な関係をもっている。税の占める比率の高い国では当然各種の公的機関や行政職員中心となりがちであり、民間団体の比重は小さくなる。社会保険が主たる役割を果たしている国では、各種の供給機関が介護市場に参加することが容易となる。公的機関のみならず民間の非営利団体や企業も、それらのサービスが保険の給付対象として認定されることによって、消費者の選択の幅をもった介護市場が成立して、部分的に競争要因を導入することも可能になる。さきにふれたようにボランティアや家族、地域社会もまた介護サービスの供給主体として無視し得ない役割をはたしている。給付の種類に関しては、それが提供される場所に応じて、在宅（訪問）介護、デイ・ケアやショート・ステイといった部分収容介護、介護ホームやナーシング・ホームへの収容（施設介護）に大別されるが、近年のノーマライゼーションの理念の普及をうけて在宅介護を重視する方向が支配的となっている。また給付の内容に関しては実物給付と現金給付に大別される。収容介護の場合には現物給付のみが支給されるが、在宅介護のばあいには現金給付も選択肢のなかにはいつてくる。この現金によって介護市場で自由にサービスを購入したり、介護者に対して報酬を提供することが可能となる。

以上の分類を基礎において主要な介護体制を類型化するならば、一方の極には、医療の場合と同様に介護の需給に当たっても主として市場による調整を利用しているアメリカがある。もっとも建国以来の伝統として、市場での自由な競争を最優先しながら、多くのNPOやボランティア、企業のメセナ活動が公的な介護の不十分さを補っていることを忘れてはならない。他方の極には莫大な公費投入のもとで主として行政スタッフによって手厚い介護を提供してきたスウェーデンがある。高福祉・高負担の典型であり、高い負担の国民的受容がこの定型の前提条件となる。これまで社会保障制度の中核に社会保険を据えてきた諸国は、介護保障にあたっては社会保険を利用しており、介護のために独立した社会保険を設立しているオランダとドイツ、従来の医療保険の給付対象を拡大して介護給付を提供しているフランスやベルギーにわけることができる。イタリアやスペインといった南欧諸国は、介護のための公的なシステムの整備は遅れがちであるが、地域社会における自主的でインフォーマルな団体が介護においても重要な役割をはたしており、これを第4の定型とみることができる。協同組合のような民間非営利団体や宗教団体の慈善・奉仕活動の比重が高いのが特徴である。

この他にも社会保障の他の領域に関しては社会保険を基本としながら介護については公費による現金給付を保証しているオーストリア、公費による「国民保健サービス」(NHS)によって医療保障と介護保障の双方をカバーしながらコミュニティ・ケアを推進して多様な介護供給主体の導入を図っているイギリスといった国をも独自の定型としてあげることができるだろう。わが国では、1990年の「高齢者保健福祉推進十カ年戦略（ゴールドプラン）やそれを見直した1994年の「新ゴールドプラン」に見られるように、従来公費を中心に行政サイドが主体となって介護体制の整備が進められてきたが、介護保険法が1997年に制定され2000年から実施されることによって、大きく方向転換が進められつつある。もっともここでも国民健康保険と同様に50%の公費の投入が予定されており、従来の弱者を対象とした社会福祉と社会保険の中間的な解決策が模索されている。いずれにせよ、各国の介護体制はますます多様になってきており、何かあるものへの収斂の

動きを見ることはできない。

## 5. 少子化と出産・育児支援

将来の人口構造を決定する最大の要因は、出生率の動向である。出生率の低下、いわゆる少子化は先進国に共通する現象であるが、これにはさまざまな要因が作用しており、いずれを決定的なものにとらえるかによって対応策も異なってくる。少子化の原因として一般に指摘されているものとしては、女性の高学歴化、就業率の上昇、非婚率の上昇、子育て不安の増大、子育てや家事への夫の非協力、子育て費用の増加、住宅事情の悪さ、将来の社会に対する不安などをあげることができる。

わが国で少子化に最初に注目されたのは1990年のことである。この年に発表された89年の合計特殊出生率が1.57となり、丙午の迷信による例外水準とされてきた1966年の1.58を平年において下回ったため「1.57ショック」という言葉がジャーナリズムによって大きく喧伝されたのである。しかしトレンドで見ると、この年はなんら特別の年ではなく、少子化はすでに1975年あたりからはっきりした趨勢となっており、この時点での注目は遅きに失した感を否むことができない。1991年の育児休業法の制定と児童手当の改革、1994年の「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）など行政サイドからいくつかの対応がとられたにもかかわらず、少子化の基本的傾向は依然として継続している。

少子化に対する社会保障の対応としては三つの領域、もしくはレベルを区別することができる。第1のものは、少子化を事実として受け入れ、そこで生じてくるさまざまな問題に配慮しようとするものである。兄弟が少ないことによる児童の孤立化やこれによる社会化の阻害を克服するために保育や教育を充実させることとか、育児経験の減少にたいして育児相談態勢の整備や育児期の母親のネットワーク化によって育児不安の削減をはかることなどがその典型である。子育てと就労の両立をはかるための労働環境の整備や家事育児への男女共同参画意識の高揚もこれに属しているといつてよい。子供を生むか生まないかは個々人の意思決定の問題であり、この領域にまで政策的に介入するのは適切でないという見解が基礎にあるといえることができる。

第2の領域は、社会保障によって間接的に少子化を緩和しようとするものである。ここでは出産・育児にともなうさまざまな負担の増大が少子化の原因であると考えられて、それらを軽減することによって少子化に歯止めをかけようと試みられる。例えば、児童手当の増額と支給期間の延長ならびに所得制限の撤廃や緩和、育児休暇の長期化や有償化、税制上の優遇の引き上げ、奨学金の充実などがこれに属している。歴史的にみるとこのような負担軽減策は、かなり長い歴史をもっている。ニュージーランドではすでに1911年に寡婦のための育児年金が導入されていたし、前世紀の末から人口の高齢化を経験し今世紀にはいつから人口減少にみまわれたフランスでは、早くから一部の事業主の任意の負担で家族手当（児童手当）が実行されていた。この任意の追加賃金の形での家族手当が、1932年の法律によって全事業主に義務づけられ、39年の家族法典によって全人口へと一般化されたのである。スウェーデンの育児休暇制度が高水準の両親手当給付とあいまって、出生率の回復に貢献したこともよく知られている。

少子化にたいする社会保障の第3の対策は、直接少子化の克服をめざそうとするもので

ある。出産・育児活動を他の社会的活動にも劣らない重要な社会的貢献と評価し、これに積極的に報酬を与えようとする点において第2の施策群から区別される。あるいは現行の社会システムは、次の世代の育成にかんして著しく社会的公平性を欠いているという認識が、この政策の出発点となっている。かつてソ連には「独身税」という税体系があり、独身者や子供がいないか少ない夫婦から税を徴収し、これを出産・育児支援の原資としていた。西側諸国では、すでに述べたようにフランスやドイツにおいて出産・育児活動に年金加算という方法で報いる政策が実行されている。このような政策が、直ちに出生率を回復させると期待することはできないであろう。出産行動は、きわめて多様な要因によって左右されるからである。しかしそれが、現在の社会システムにおける重大な構造上の欠陥を埋めるものである点は高く評価しなければならない。そして、自分の一生を総合的にとらえ、老後の生活設計における年金の役割を真剣に考慮しようとする意識が高まるにつれて、その意義はいっそう大きくなっていくであろう。

#### 参考文献

- 足立正樹 1995年『現代ドイツの社会保障』法律文化社  
足立正樹（編）1993年『新版 各国の社会保障』法律文化社  
足立正樹（編）1990年『増補 福祉国家の歴史と展望』法律文化社  
足立正樹（編）1998年『各国の介護医保障』法律文化社  
一圓光彌 1993年『自ら築く福祉』大蔵省印刷局  
野尻武敏 1998年『福祉国家から福祉社会へ』（協同組合研究双書 IV）コープこうべ：生協研究機構  
広井良典 1999年『日本の社会保障』岩波新書

#### IV. 少子高齢化の社会的影響

##### 1. まえがき

「少子化」という語が広辞苑第5版（1998年）に初めて掲載された。そこでの記述は以下の通りである。

出生率が低下し、子どもの数が減少すること。1992年度の国民生活白書で使われた語。

このことから、「少子化」は5～6年ほどで急激に広まり、社会的認知を受けたことがわかる。

しかし、広辞苑が説明するのとは異なり、少子化の語は経済企画庁が『国民生活白書』で用いる以前に用いられている。

たとえば朝日新聞で最初に「少子化」の語を用いたのは心理学者の稲村博氏で1988年1月11日のことである。稲村氏は2001年に「いじめはなくなるか」と聞かれて、なくなるとし、その原因を「核家族化、少子化、地域の交流減で人つきあいの下手な子が育つため」とした。

同紙で次に「少子化」が使用された記事は、1989年4月18日で、群馬県社会教育委員会の答申である。「家庭では、核家族化、少子化問題には、児童の通学班の親同士が地域的な問題について話し合う場を設けて、ネットワークづくりをはかる」とある。

3番目は1990年4月17日朝刊で樋口恵子氏の老人介護に関する話の中である。「現代日本の家族は、伝統的な枠組みから離れる兆しをみせています。死亡率の低下による長寿化と、出生率の低下による少子化がほとんど時差なしに訪れた日本は、他の先進国の2～6倍のスピードで高齢化が進展中であり、主婦たちは再就職を含めて、子離れ後の『もう1つの私の人生』を考え始めました。」とある。

その後朝日新聞では「少子化」が当たり前のように使われ出した。「少子化」は上の3つの例と類似し説明要因として用いられることが多いが、最近は特に高齢化との関連で使用されることが多い。しかし、ここでは特に高齢化と関連させることなく、「少子化」が教育、子どもの社会性、地域や文化へ及ぼす影響に関して見ていこう。

##### 2. 教育への影響

少子化でまず保育所や幼稚園に入園する児童が減少する。そのために、廃園になったり、統合されたりする保育所や幼稚園が出てくる。ただし、女子労働力率の高まり、早期教育の興隆、さらに少子化対策としての保育所拡充政策があるために、保育所は幼稚園と比べると打撃が少なかった。また、公立と私立でも影響度が異なりまず私立に廃園が進んだ。しかし、たとえば送迎バスがないなどの理由で公立幼稚園でもつぶれるところも出ている。幼稚園などが廃止にいたる時には父母が「守る会」などを発足させ、自治体や教育委員会と対立するという摩擦が生じる場合もある。その運動は、廃園予定を覆すことができなくても、廃園時期を遅らせることには結構成功しているようである。また、「制度の谷間」を埋める存在として保育士と親が協力して自主運営をしている無認可の共同保育所もつぶ

れるところがでてきている。もちろん、無認可保育所に対して補助制度をとり、質の向上に努めている地域もある。無認可保育所はかつて認可保育所の手がとどかなかった延長保育などを受け持つ役目を担っていた。

このような状況の中で幼稚園と保育所の共用化も試みられている。たとえば、たいへん多くの保育所入所「待機児」がいる横浜市は、幼稚園の空き教室などを使った無認可の保育事業への補助制度を設けている。ただ、このようなやり方がスムーズに広がるかはわからない。というのは、厚生省令では、保育所には調理室を必ず置くようにと定めているからである。

保育所側では従来のびのび遊ばせることを売り物にしていたが、園児獲得競争が激しくなる中でスポーツや音楽教育などの特色を打ち出している。保育所開放を増やし、保護者に給食も食べてもらうなどという広報戦略も盛んである。

母親に対しては、しつけの相談を行う幼稚園や保育所が増えている。少子化で子育ての経験のない母親の割合が増えているため、それらの施設に幼児教育センターの役割を持たせるようになってきている。

全国の認可保育所2万2450園には、計161万人の園児が通っている。定員に対して16%の空きがある一方で、若干減少しているとはいうものの希望しながら入園できない「待機児」が3万3千人いる（1996年度、厚生省調べ）。

子どもの年齢に注目すると特に0歳児の入所が困難になっている。0歳児の「待機児」は全国平均で入所児の十数倍もいる。東京や大阪では40倍を超える。待機児リストを作っていない自治体もあるため、実態はさらに「狭き門」と見られている。

ところが、保育所と幼稚園とのすみ分けにより、3-5歳保育所児の場合は定員割れの状態が続いている。このため、保育所全体の定員に対する充足率は90%前後である。そのため高齢化でその不足をカバーしようという動きもある。つまり、保育所の空き室を不足しがちな高齢者福祉施設として活用するのである。保育所と高齢者施設の併設は97年現在で全国で200カ所を超え、今後も増えていくと見られる。

ところで、保育科に進みたいという高校生は増加しているが、保育科卒で幼児教育分野に進む者は必ずしも増えていない。また、保育所の数が不足しているという情報はさらなる少子化への拍車となるという見方もある。

小学校にも少子化の影響は表れている。毎年入学予定児童数の最低記録が更新されている。特に都心やドーナツ現象が進んでいる地域でその影響は甚大である。ただ、地域的な差異があり、市町村により小学校の統廃合の様相も異なる。そして、学級数が削減されたり、1学年2クラス以上のいわゆる「適正校」ならばよいがそうでない場合には統合されたりする。その場合、「複式学級」（違う学年の児童が一緒に授業を受ける）になることもあるが、保護者が統合か複式学級かの選択を迫られることもある。さらに、クラスが小人数になると男女の数もアンバランスになり、学校行事も組み立てにくくなっている。

また、学級崩壊などの学校の荒れが言われているために、公立学校でさえも選ばれるようになってきている。たとえば、熱心な親は住民票を知人宅に移して寄留している。ただ、小人数であるときめの細かい教育ができるが、人間関係がこじれた時に逃げ場がないと大きな小学校を選ぶ親も少なくない。

廃校が決まった教室などは陶芸や美術教室など、生涯学習教育に使われる場合もある。空き教室が増えているが、小学校の空き教室を転用した全国初の高齢者福祉施設は、1996年に京都府にできた。それ以降、「教育施設の目的外使用になる」と難色を示していた文部省の承認も得られた。このように教室を地域の高齢者の「活動の場」に転用しようという動きが、徐々に広まっている。東京都内では高齢者が週に一度、教室に集まって子供たちと同じ学校給食を楽しむ「ふれあい給食」、地域の特技を持った人が講師となって児童向けに講座などを開く「教室開放促進事業」を行っている。文部省は報告だけで転用を認める施設の種類を大幅に拡大することを決めた。また、空き教室は放課後の学童保育の充実に使われている。

学校の中では学年の縦割り組織を作り、異なる学年同士で交流を深める中で、思いやり、協調性、自立心を育てている。

国の行政改革委員会規制緩和委員会が「通学区域制度を学校の選択機会の拡大の視点から弾力化する」と最終報告を出しているが、これは少子化を利用し、子どもの学校選択権を拡大することがねらいである。また、過疎に悩む町村は国内留学制度の導入を模索している。

教員試験の方は競争激化があり、入試倍率が年々最高を記録している。これは、少子化により教員数の削減を文部省が求めていると同時に、時代の不況の影響で手堅い職としての教員を志望するものが少くないからである。

中学、高校でも少子化に伴い様々な変化が見られる。校区見直しが検討されたり、男女共学化が進められたり、公立中でも「生徒募集」用の学校紹介のリーフレットを作ったりなどである。東京などの都会では私立中学に人気が高まる一方、地方では私立の危機が叫ばれ、「私学に活力を」求めて競争をしながらも連携をとるところが増えている。

中でも高校募集中止や再編は最も大きな問題としてクローズアップされている。たとえば、東京では現在200を超えた都立の全日制高校を再編し、2006年度までに30校を削減する方針である。また、都立高校は年間5千人以上が中退しているため、単位制や昼間定時制に模様替えするなど蘇生を図る動きに積極的でもある。全国的にも高校は人気の高い総合学科や単位制を充実させたり、成人特例選抜を行ったりして受験生の確保をめざしている。厳しい生存競争は高校のリストラを生み、人気のない学科から廃止するという方向がうちだされている。たとえば、畜産科と農産園芸科などである。もちろん、カリキュラムの工夫、衛星講座の取り入れ、単位性の導入などを行い、高校独自の特徴を出そうとしているが、予備校化し、偏差値教育を助長しているところもある。

また、多くの自治体が財政難や少子化などを踏まえ、私学助成を減らす方向を打ち出している。教員側は学校数を減らさず、学級の生徒数を少なくして対応すべきだとしているがなかなか実現しない。しかし、皮肉なことに県が補助金を減額してもなかなか是正されなかった私立高校の定員超過問題は、沈静化の兆しを見せている。

入試方式の変容も生じている。たとえば事前に合格したら必ず入学することを約束して受験させる専願制を導入する高校が増えている。広島県では、高校総合選抜制度が廃止され、志望校に直接受験する単独選抜にする方式に変えられた。福岡県では入試日程の統一がなくなり、「競合」入試を行っている。かつては受験生が入試で競争したが、現在は学



校が入試を競争している。

男女共学化も進んでいる。そこには理念的な男女平思想などに基づく改革の側面もあるが、少子化のための苦肉の策という面もある。学校名を若者が受け入れやすいものに変更し、とりあえずは成功している例も多い。ただ、男子トイレを作るなどの建物の変更、新校舎づくりなども必要であり、希望していながら実現していない高校も少なくない。たとえば男子校から男女共学に変わったのが「中京商業」で、高校野球でよく名前を耳にした名前は「中京高校」に変わった。

そして、少子化に伴い、授業の主体性が、学生の方に移っている。たとえば、高校生による授業評価である。それは、学校の生き残り策として「生徒のための学校」「開かれた学校」のイメージをPRする狙いも込められている。

また、教員の平均年齢は上昇し、たとえば埼玉県では県立高校の教員採用枠はこの10年近くで7割以上も減った。教師の高齢化は、部活動の指導者不足につながって、生徒のクラブ離れを加速させている。また、女子教員の採用割合が増えて、結果として年配の男性教員と若い女性教員という男女構成に向かっている。教師の採用が減ったため、若い教師の同期が少なく、悩みを分かち合う相手も見つけづらい。組合員も減少している。このことは学校運営の行き詰まりにもつながる。しかし、学級急増期に採用された「大量の40代」がじきに定年を迎えるため、この状況はすぐに大きく変化する。東京都は2005年ごろから毎年1千人以上の新規採用を続けなければならない計算という。

大学に関しては、少子化で18歳人口は減少しているが、それ以上に進学率の高まりの効果が大きく、全国のセンター試験志願者数は毎年過去最高を更新している。ただ、必ずしもどの地域でも最高を記録しているわけではない。

全国の高校卒業生は1992年の約180万7千人をピークに減少している。97年は約150万4千人にまで落ち込んだ。この5年間で、現役高校3年生の4年制大学志願率は35.5%から40.6%になったが、とりわけ女子は21.8%から30.1%に急上昇している。一方で、女子の短大志願率は28.8%から25.4%に落ちた。また、少子化に反して、大学の数は増え続けている。増えた大学・学部は、高齢化に対応しようと看護、福祉系の学部が多い。特に県立大学の設立はそのニーズを満たすためというところが多い。また、九州の太宰府のように新設と既存の大学の紛争も激しくなっている。

地方国立大学には、かつて地域経済を支えた農学部、ベビーブーム世代の小学校教育を支えた教育学部が多かった。当時の社会の要請にこたえたものだったが、産業の構造は変わり、少子化で教員も過剰になった。教育学部について言えば、文部省も2000年度を目標に国立大学の教員養成課程の入学定員を現在の約1万5千人から5千人程度削減することを打ち出した。卒業生のわずかな者しか教職につけないからである。そこで、「ゼロ免課程」と呼ばれる教員免許の取得を義務づけない学科を教育学部の中に設ける試みも行われている。また、教育学部を改組し、たとえば、佐賀大学の教育学部が、教員養成課程の比重を減らした「文化教育学部」と、秋田大学で「教育文化学部」、新潟、山梨両大学で「教育人間科学部」と構造改革を行っている。

国立大学は定員削減を迫られ、大学や学部の新設はなかなか困難となった。また、大学間の人事交流が乏しいため、大学の再編もなかなか進まない。私立でも受験者確保で必死

であるが、国立よりもかえって大学再編の勢いがある。

そんな中で大学の連合化が行われている。たとえば、国立九州工業大の理工学系大学院、市立北九州大と私立大の工学系学部を同一キャンパスに新設する「大学連合」構想や、釧路、青森、宮崎に続き全国で4番目の複数自治体が運営する函館公立大学（仮称）である。

男女共学化も進んでいる。たとえば、広島県の比治山大学である。共学に移行するのは、男女別教育の役割は終わり、少子化の進展で入学者を女子に限定するのは得策ではない、と考えられているためであるが、高校の事情に同じである。

単位互換制度を通して協力して生き残ろうという戦略もとられている。たとえば、岡山理科大、倉敷芸術科学大、高梁学園の吉備国際大（高梁市）、順正短大（同）が協定を結んだが、関係する学生数は計1万人余りである。

入試改革も進んでいるが、特に私立大学は、試験科目を3教科から2教科に減らして受験しやすくしたり、定員の2、3倍にあたる人数を合格にしたりする。併設する短大が定員割れになったために、入試の不合格者に「短大ならば入れてもよい」と誘いをかける大学もある。大学案内が非常に多彩になり、他学との違いアピールしている。インターネットのホームページにも工夫を凝らすところが多い。

社会人入学に力を入れる大学もある。社会人向けの特別入試は1979年度に立教大学が初めて導入したが、社会人学生は1997年度で288大学194大学院が門戸を開いている。

短大でも大学同様に、男女共学化を進めているところもある。学校名の変更だけでなく、学科の改組、追加などのリストラを行っている。また、入試回数を増やしたり、受験も学力を見るというよりは人物をみるという形で進められている。こうした中で、つぶれる短大も出てきている。

文部省は大学や学部・学科の新設に厳しい抑制方針を打ち出しているが、例外は社会福祉系である。2025年には、4人に1人が65歳以上の高齢者と推計される一方、福祉現場のマンパワーが不足するためである。人材育成が急務なため社会福祉系には、設置審査も弾力的に行われ、90年代後半には多くの福祉系の大学開設と学部・学科の新設、増設が行われている。また、福祉系学部への志願倍率は非常に高水準にある。

学生への影響について言えば、多くの地域で、経済的な理由や少子化の影響から親元から通う学生の割合が増えている。各家庭の子どもが少なくなり、親元から通うために地元で公立大に人気が集まっている。学生寮の変貌も見られる。ケアハウスで高齢者と一緒に学生が入居する試みも東京にある。また、留学生はアパートなどを借りることが困難であったが、少子化で学生数が減ったため、民間の学生アパートが留学生に対象を広げた。

私立大学の経営が「冬の時代」を迎え、教員の年収が減少している大学、ある年齢以上の年収カットや定年年齢を選べる制度を設けた大学もでてきている。

### 3. 子どもの社会性と自立性への影響

子どもの側から見た少子化とは家庭内では兄弟姉妹が少なくなること、地域では同世代の子どもが少なくなること、学校ではクラスや学校に仲間が少なくなることを意味する。もちろん、地理的には人口移動により子どもが増えている地域があり学校の統廃合でかえ

って1クラスあたりの生徒数が増えているところもあるだろう。しかし、日本全体では明らかに子ども密度が低下している。また、晩婚化や長寿化のため親、祖父母の年齢は高齢化していると考えられ、少子化世代の子どもは団塊の世代の頃のように大勢の同世代や年が近い人間と接触するよりも年上の人間と接触することが多くなっているだろう。このことは教師との交流に関してもあてはまる。よって少子化時代の子どもは、同世代ならではの共感や理解が少なくなっていると思われる。

また、少子化は高齢化、女性労働力化、都市化、不況、生活の情報化とあいまって進行している。すでに子どもに表れる少子化の影響を批判ではなくそのまま受け止め肯定する時代に入っている。80年代には出生率の低下が問題視されたが、それほど重大視されなかった。しかし、90年に入ると人口は少子化という切り口で切り取られ、問題性がクローズアップされた。よって本来複合的な影響で現在の子どもの特徴が語られるべきところを少子化だけの影響にされることも少なくない。また、少子化という考え方の広まりや少子化に対する議論そのものが、少子化を促進しているとも考えられる。しかし、現実には子どもの行動や性格の変容の原因をどこに求めるかが非常に難しい問題である。また、それを特定したミクロレベルの研究も乏しい。ここでは少子化が関連すると思われる影響について見ていこう。

まずは、子育てから見てみよう。すでにかかなりの母親が兄弟姉妹数が少ない少子化の世代である。未婚時代が長く、その時期のライフスタイルを容易に抜け出せない世代である。また、結婚後は核家族で暮らすカップルが多い。したがって、若い母親が一人で育児に向き合うことが、構造的に普通の姿になってきている。この場合、特に母親として未熟な者が少しのことでいらだって、子どもに手を出し、乳児虐待につながっているとも考えられる。

また、保母や幼稚園教諭の性格も変わってきていると考えられる。実際の子育ての現場を知らないで保母になるケースも少なくないからである。現在子どもに多く指摘される社会性の欠如は、実は少子化の洗礼を受けている現在の親世代にすでに見られ、たまたま現在の子どもの目立って見られるようになってきているとも考えられる。

少子化のため保育所に入る前の子どもは遊び相手が少ない。市部と郡部を考えると郡部に人口が少ないため、幼児は家の中で母親や祖父母を相手に遊んだり、テレビを見続けたりしてしている。情報メディア接触度が高いと想像される都市部よりも実は郡部の子どもの方がTV接触時間が長くなっている。

都市部では少子化で近所に一緒に遊べる友達が見出しがたくなっているため、そして近隣の人間関係が希薄になったために、公園に行って友達を見つけようとする。それを最初に行うのが「公園デビュー」と言われる。そこで友達がなかなか見つからない場合には他の公園に再び出かけてゆく。それは「公園ジプシー」と呼ばれる。また、早期教育で子どもが忙しいのは、必ずしも子どもの教育のためばかりではない。なじみの薄い地域社会の外に子どもとの居場所を求めようとする母親たちの自分自身のためでもあるのである。

母親が自己実現のために子ども数を少なくしている傾向があるが、その自分本位の傾向は子育て中にも続く。少子化は母親業の時間を短くする。その意味では、女性の人生に大きな影響を与えている。父親もどうしても働かなくてはならないという切迫感は薄れることになる。そして、様々な教育問題が、少子化の影響として語られているが、当然母親の

ライフスタイルの変化が及ぼす影響も見落とすことができない。

子どもの性格に関しては、家庭で甘やかされ王様のように育てられ、豊かさの中でやる気が起きないなどと評される。中国でも一人っ子政策で子どもがスポイルされている様子が知られる。日本でも「エンジェル係数」、「シックスポケット」と言われ、子どもを大切に育てる姿勢が金銭面に表れている。少子化の心理には、子どもを少なくだけでなく、よく育てたいという思いがあるが、それは、自分育て、自己実現を人生の目的とした世代の子育て観である。

親が失敗しないために「マニュアル」によって生活を過ごしてきたために子育てにもマニュアル通りの「完ぺきな子」を求めがちになる。アメリカでも「成功する」子どもを求める傾向が強くなっているというが、それは少子化のために子どもへの期待が大きくなっているためと考えられる。

また、子どもと気軽にじゃれあうことができなかつたり、「遊びが大切」と言われているのにうまく遊んでやれなくて子どもをたたいてしまつたり、子育てに失敗しまいと緊張する親が増えている。これらの傾向や仕事感覚で子育てを行う親が増えているので、子どもは自ら獲得すべき自立性がなかなか獲得できないようになっていく。つまり、自分の無いままに大人になっていく。

さて、小中学校の多くの教諭が学校で子ども同士の人間関係はうまくいっていないと考えている。けんかばかりしているというのではない。けんかにならないのである。塾通いが増え、子どもが遊ばなくなり、テレビゲームが中心では従来のような人間関係は育たない。その結果、思いやりの気持ちやがまん強さが薄れる。大勢と遊ぶというのはけんかをする機会を多く持つということでもあり、それが減少したということは、子ども同士でもまれる機会が少なくなり、子供たちの「葛藤免疫力」が落ちていることも意味する。昔はストレスを暴力で外に表した。それが表せなくなったのは少子化のためにこぜりあいを経験しなくなったためとも考えられる。

子どもへの大きな期待から親も子どもとの遊びにさえ教育的配慮をすることになる。つまり、家族が子どもにとっての憩いの場からよい子になる戦場になってしまっている。他方で、子どもが大事に育てられ、親が子どもをしかることが少なくなり、善悪の判断能力が育っていない。思春期になって注意し始めても、本人は納得できず、反発するだけになってしまう。子どもが体でぶつかり合う体験は貴重なのに、対立を過剰に恐れ、できるだけ傷つけないようにと、自分の殻に閉じこもってしまう。だからますます、他人の気持ちが理解できず、幼稚になる。少子化で親が子どもに高学歴を要求することが重荷になって不登校の原因になったりもする。

核家族、共働き、少子化現象を反映して特に、触れ合う時間が少なくなったために母子関係が希薄になっている子どもがいる。他方で、専業主婦の母親と子どもとの接触時間が長くなり、その裏返しともいえる過保護、過干渉の中で生きている子どももいる。つまり、母子関係が多様になってきたと思われる。

また、子どもが不登校などの問題をかかえていても、少子化の影響で、自分の身近に置いておこうという親が増えた。その意味で母子密着が増える。それは、親が子どもを自分と同一視するためで、それが過剰な束縛として働くと、子供は母親の力から逃れる場がなくなる。思春期を過ぎて『自分の人生を母親に奪われた』と思い始めると、拒食や過食、